



裁判員制度

松江地方裁判所 裁判員制度10周年広報活動

株式会社みしまや の 役員・店長のみなさまに

裁判員制度の出前講座 を実施しました。

3月20日（水）に、 みしまや さいか店で、

みしまやの役員・店長のみなさま（32名）に、

【裁判員制度】 について、裁判官による出前講座
を実施しました。



↑ 今回の出前講座で伺った【 みしまや さいか店 】です。



今回の出前講座では、三島隆史社長をはじめ役員の皆様、みしまや各店舗の店長の皆様に、従業員の方から「裁判員候補者に選ばれた」という相談を受けた場合どのようにしたらよいかといった視点で説明を行いました。

勤務先に提出するなどしてご活用ください

裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力のお願い～



裁判員制度

松江地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。裁判員制度は、国民の皆様の積極的な協力なくしては成り立たない制度です。裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成29年までに**6万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に**裁判所へお越しいただく日程は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されておりますので、ご確認ください。**
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日に出席していただきます。**
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこととなります。**

必要な休暇等について

- ☆ 裁判員を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法7条）で認められておりますので、**裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。**

お仕事を理由とした辞退について

- ☆ 裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、**できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**
ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法16条8号ハ）。

↑ 松江地裁では、裁判員候補者に呼出状を送る際、こちらの書面を同封していただきます（裁判所から、裁判員候補者の雇用主や勤務先の上司の方に対して、裁判



員候補者の方が裁判員裁判に参加できるよう理解と協力をお願いする内容です。)。今回の出前講座では、こちらの書面を配布し説明を行いました。

裁判官から説明を行った後は、みなさんと意見交換を行い、次のような質問・御意見をいただきました。

- ・裁判員裁判の対象事件は、どのような事件があるのでしょうか。
- ・法律の知識がなくても大丈夫ですか。
- ・裁判員に選ばれたら、危険な目にあったりしないのでしょうか。
- ・裁判員になった場合、どのくらいの期間裁判に参加しなければならないのでしょうか。



↑裁判官が説明を行っている様子です。みなさん熱心に聞いていただきました。



↑ 意見交換の様子です。



(三島隆史社長のコメント)

制度開始当初は、候補者名簿に登載されるのは各店舗に何人くらいだろうか、どのように対応したらよいかということを検討していましたが、制度施行から10年の間に意識が薄れていたように思います。今回の出前講座を機に、従業員が積極的に参加できるような方策を検討したいと思います。



裁判員制度

松江地方裁判所 裁判員制度10周年広報活動

みしまやの皆様におかれましては、お忙しい中、お時間を作っていただき、誠にありがとうございました。

松江地方裁判所では

裁判所 そして裁判員制度が より身近な存在であるように

裁判員制度に関する広報活動の様子を 随時ウェブサイトに掲載していきます。

ぜひ一度ご覧ください。

裁判員制度は 今年で10周年

みなさまの参加を心よりお待ちしております。



裁判員制度10周年